

# 財団法人 山形県体育協会寄付行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、財団法人山形県体育協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を山形市松山二丁目 1 1 番 3 0 号におく。

## 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、山形県におけるスポーツを振興し、県民の体力向上ならびにスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する根本方針を確立すること。
- (2) スポーツのアマチュア精神を確立しその高揚を図ること。
- (3) 国民体育大会ならびに各種スポーツ大会への選手の派遣に関すること。
- (4) 国民体育大会県予選会ならびに各種スポーツ大会の開催およびその援助に関すること。
- (5) 関係諸機関との協力調整に関すること。
- (6) 加盟団体の強化発展ならびに団体相互の連絡提携を図ること。
- (7) 県内各種スポーツの振興ならびにその競技力の向上を図ること。
- (8) 社会体育指導者の育成およびスポーツ教室等各種スポーツの普及事業を実施すること。
- (9) スポーツ少年団を育成すること。
- (10) スポーツおよび体育施設の整備ならびに調査研究に関すること。
- (11) 体育・スポーツに関する表彰を行うこと。
- (12) その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

### 第3章 加盟団体および賛助会員

(加盟団体、賛助会員)

第5条 本会の加盟団体は、山形県を統轄する各種アマチュア競技団体(以下「競技団体」という)および県内市町村の体育、スポーツを統轄する地域体育団体(以下「地域団体」という)ならびに、県内における学校スポーツを総合的に統轄する団体(以下「学校団体」という)をもって組織する。

2 本会に賛助会員を置くことができる。

賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

(加盟、脱退)

第6条 本会への加盟および脱退は、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

2 加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、または加盟団体として不適当と認めるときは、理事会および評議員会の議決を経て脱退させることができる。

(義務負担)

第7条 加盟団体は、別に定める加盟団体に関する規程を守らなければならない。

### 第4章 資産および会計

(資産の構成)

第8条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 本会設立にあたって寄付をうけた別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 加盟団体ならびに本会役員(理事、監事)の負担金
- (5) 補助金、交付金および委託金
- (6) 賛助会員の会費
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第9条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載した財産および基本財産とすることを指定して、寄付された財産および理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第10条 本会の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て銀行預金または郵便貯金にするかあるいは確実な有価証券または定期預金等にして会長が保管する。

(基本財産の処分等)

第11条 基本財産を処分しまたは担保等に供してはならない。ただし、本会の事業上止むを得ない理由があるとき、評議員会で審議し理事会の議決を経、かつ山形県教育委員会の承認をうけてその一部に限り処分しまたは担保に供することができる。

(旅費の支弁)

第12条 本会の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第13条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、評議員会で審議し理事会の議決を経て山形県教育委員会に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第14条 本会の収支決算書は毎会計年度終了後2カ月以内に会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会および評議員会の承認をうけて山形県教育委員会に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経、評議員会の承認を得て、その一部もしくは全部を基本財産に編入しまたは第16条に規定する積立金に繰り入れあるいは翌年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第15条 本会の収支予算で定めるもののほか、新たに業務の負担をしまたは権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経、評議員の承認を得て山形県教育委員会の承認を受けなければならない。

2 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

(積立金)

第16条 本会は理事会の議決を経、評議員会の承認を得て特別の目的のために積立金を設けることができる。

2 前項の積立金は特別会計とする。

3 前項の積立金は、その目的ならびに管理および処分の方法は理事会の議決を経、評議員会の承認を得て別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第5章 役員、評議員および職員

(役員、負担金)

第18条 本会に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上35名以内(うち会長1名、副会長若干名、専務理事1名、常務理事1名を含む)

2. 監事 3名

3. 役員は、毎年、別に定める負担金を納入しなければならない。

(会長、副会長)

第19条 会長、副会長は評議員会で推挙する。

2 会長は本会を代表し会務を統轄する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときまたは欠けた時はその職務を代理する。

(理事)

第20条 理事は評議員会において選出し、会長が委嘱する。

(理事会)

第21条 理事会は理事をもって構成し、本会の会務を議決し執行する。

(専務理事)

第22条 専務理事は、理事会において理事の互選で選出し会長が委嘱する。

2 専務理事は、理事会の議決に基づき会務を掌理する。

3 会長、副会長がともに事故あるときまたは欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

( 常務理事 )

第 22 条の 2 常務理事は、理事会において理事の互選で選出し会長が委嘱する。

2 常務理事は、経常的な業務を処理するとともに、会長、副会長および専務理事が事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

( 監 事 )

第 23 条 監事は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

( 役員任期 )

第 24 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

( 役員解任 )

第 25 条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経、評議員会の承認を得て解任することができる。

(1) 心身故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

( 役員報酬 )

第 26 条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会が別に定める。

( 評議員および評議員会 )

第 27 条 本会に 95 名以上 130 名以内の評議員をおく。

2 評議員は、加盟団体より推薦されたものおよび学識経験者のうちから会長が推薦し、理事会の同意を得るものとする。ただし、学識経験者は 8 名以内とする。

3 評議員には、第 24 条、第 25 条の規定を適用する。この場合これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

4 評議員会は、評議員をもって構成し、本会寄付行為に定める事項を行う。

(事務局)

第28条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局に、事務局長その他必要な職員をおく。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 専任職員は有給とする。
- 5 事務局に関する規程は別に定める。

## 第6章 名誉会長、顧問および参与

(名誉会長、顧問および参与)

第29条 本会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推せんしたものにつき、評議員会の承認を得て推挙する。
- 3 顧問は、本会の会長、副会長であったものまたはスポーツ、体育に功労のあったもののうちから理事会の議決をもって推せんしたものにつき会長が委嘱する。
- 4 参与は、本会の理事、監事、評議員であったもののうちから理事会が推せんしたものにつき会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問および参与は本会の重要事項について会長の諮問に応じ、また理事会、評議員会に出席して意見をのべることができる。

## 第7章 会 議

(会 議)

第30条 本会の会議は、理事会および評議員会とする。

(会議の招集および議長)

第31条 会議は会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたときに随時これを開く。
- 3 評議員会は年1回開く。ただし会長が必要と認めたときは随時開くことができる。
- 4 理事または評議員の2分の1以上、または監事から会議の目的事項を示して会議開催の請求があったときは、会長はすみやかに理事会または評議員会を招集しなければならない。

5 会議を招集するには、会議の目的事項および内容ならびに日時、場所を示してあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の機能)

第32条 理事会は次の事項を議決し執行する。

- (1) 本会寄付行為に定める事項
- (2) 評議員に付議すべき事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(評議員会の機能)

第33条 評議員会は、本会寄付行為に定める事項を行うほか、理事会が必要と認めた事項について審議する。

(定足数)

第34条 理事会および評議員会(以下「会議」という)は、それぞれ過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 会議の議決は、この寄付行為に別に定めるほか出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書類表決)

第36条 会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思表示をしたものは出席とみなす。

2 会長は、会議に付議する事項につき止むを得ない事情があるときは、書面をもって意見を徴し会議にかえることができる。

3 前項に議決した事項については、会長は文書をもって報告するか、次の会において報告しなければならない。

(委任)

第37条 理事または評議員がそれぞれの会に出席できないときは、他の理事または評議員に議決権を委任することができる。この場合委任者は出席したものとみなす。

(代理)

第38条 評議員会に出席できない評議員は、その選出した団体の役員を代理人として出席させることができる。ただし理事の代理は認めない。

第 39 条 会長、副会長、専務理事および常務理事はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

( 議事録 )

第 40 条 会議の事項については次の事項を記載した議事録を作成し保管しなければならない。

( 1 ) 会議の日時、場所

( 2 ) 理事、評議員の現在数

( 3 ) 出席理事、評議員の氏名(書面表決者、委任者、代理者を含む)

( 4 ) 議決事項および議事経過の概要

2 議事録には、議長および議長の指名する出席者代表 2 名が署名捺印の上これを保管する。

## 第 8 章 専門委員会

( 専門委員会 )

第 41 条 本会に第 4 条に定める事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の名称、目的、組織、その他必要な事項については理事会の議決を経て別に定める。

3 山形県スポーツ少年団については、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 寄付行為の変更および解散

( 寄付行為の変更 )

第 42 条 この寄付行為は、理事および評議員おのこの現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ山形県教育委員会の許可を受けなければ変更することができない。

( 解 散 )

第 43 条 本会の解散は、理事および評議員おのこの現在数 4 分の 3 以上の同意を得、かつ山形県教育委員会の許可を受けなければならない。

( 残余財産の処分 )

第 44 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事および評議員おのこの現在数 4 分の 3 以上の同意を得、かつ山形県教育委員会の許可を受け、本会と類似の目的をもつ公益事業団体に寄付するものとする。

## 第 10 章 補 則

( 細 則 )

第 45 条 本会寄付行為の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定めるものとする。

( 日体協への加盟 )

第 46 条 本会は、財団法人日本体育協会に加盟するものとする。

## 付 則

第 1 条 この寄付行為は、山形県教育委員会から設立許可あった日から施行する

第 2 条 従前の山形県体育協会に属した一切の権利は本会設立と同時に本会が継承する。

第 3 条 本会の最初の会計年度は、本会寄付行為第 17 条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、当該年度の 3 月 31 日に終わるものとする。

この寄付行為は昭和 48 年 1 月 24 日より施行する。

昭和 58 年 5 月 2 4 日一部改正

昭和 63 年 6 月 1 4 日一部改正

平成 3 年 5 月 1 7 日一部改正

平成 6 年 5 月 1 7 日一部改正

平成 7 年 3 月 1 0 日一部改正

平成 10 年 4 月 1 0 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 9 日一部改正

平成 13 年 2 月 1 3 日一部改正